

証券コード：6839



第67期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2019年6月26日（水曜日）
午前10時



場所

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
(末尾の「会場のご案内」をご参照ください。)

目次

第67期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	19
連結計算書類	39
計算書類	42
監査報告	45

決議事項

- 第1号議案** 資本準備金の額の減少の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案** 退任取締役に對し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件

船井電機株式会社

株主各位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機株式会社

代表取締役社長 船越 秀明
執行役員社長

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール |

3. 目的事項

報告事項

1. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www2.funai.co.jp/jp/investors/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしていません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知に添付している連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金20,023,476,638円のうち、3,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を17,023,476,638円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年7月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
1.～3. (条文省略) (新 設)	1.～3. (現行どおり)
4.～7. (条文省略)	4.自動車（電気自動車・二輪自動車を含む。）及び自動車部分品の開発、製造、販売並びに輸出入
8.前各号（第2号、第3号及び第5号を除く。）の製品・物品の修理、保守サービス	5.～8. (現行どおり)
9.前各号（第2号、第3号及び第8号を除く。）の製品・物品・著作物・ソフトウェアのレンタル並びにリース	9.前各号（第2号、第3号及び第6号を除く。）の製品・物品の修理、整備、検査、保守サービス
10.～34. (条文省略) (新 設)	10.前各号（第2号、第3号及び第9号を除く。）の製品・物品・著作物・ソフトウェアのレンタル並びにリース
35. (条文省略)	11.～35. (現行どおり)
	36.発電事業
	37. (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の監督機能を高めるため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	ふな こし ひで あき 船越 秀明 (1965年9月30日生)	1984年4月 三菱電機エンジニアリング株式会社入社 1993年1月 当社入社 2006年4月 当社DVDプロジェクト部長 2008年2月 当社DVD事業部事業部長理事 2010年6月 当社取締役 当社執行役員 2011年7月 当社AV事業本部副本部長 2012年5月 当社AVシステム事業本部副本部長兼デジタルメディア事業部事業部長 2013年4月 当社AVシステム事業本部本部長 2016年6月 当社取締役 2017年5月 当社代表取締役（現任） 当社執行役員社長（現任）	800株
2 再任	い どう たけ し 伊藤 武司 (1960年9月10日生)	1982年4月 当社入社 2003年4月 当社部長 FUNAI CORPORATION,INC.社長 2005年4月 当社理事 2008年8月 P&F USA,Inc.社長 2009年10月 当社執行役員（現任） 2012年4月 Funai India Private Limited社長 2014年10月 当社資材本部本部長 2016年6月 当社取締役（現任） (担当) 営業本部本部長	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3 再任	あだちもとよし 足立元美 (1955年1月26日生)	1977年4月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 1998年9月 同社海外営業本部マーケティング推進部長 2003年2月 JVC Canada Inc. Executive Vice President 2008年6月 日本ビクター株式会社取締役 2008年9月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社(現株式会社JVCケンウッド)取締役執行役員 2009年9月 同社取締役執行役員常務 2013年5月 当社入社 営業統括理事 2014年4月 当社HA事業部事業部長 2014年10月 当社執行役員(現任) 2015年1月 当社ディスプレイ事業部事業部長 2016年4月 FUNAI CORPORATION,INC.社長 P&F USA,Inc.社長 2018年4月 当社事業本部本部長 2018年6月 当社取締役(現任) (担当) AV事業部事業部長	一株
4 再任	うえしま まこと 上島 誠 (1963年2月27日生)	1986年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行)入行 2003年10月 株式会社りそな銀行千里支店支店長 2006年4月 同行大阪営業部大阪営業第七部長 2007年6月 同行東京営業部東京営業第六部長 2009年7月 同行虎ノ門支店営業第二部長 2010年7月 同行尼崎北支店支店長兼尼崎エリア統括部長 2013年4月 同行大阪西区支店支店長 2015年8月 同行年金営業部年金営業統括部長 2017年4月 当社出向 理事 2017年7月 当社管理本部本部長(現任) 2018年4月 当社入社 2018年5月 当社執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) (担当) 管理本部本部長	一株
5 再任 社外	よねもとみつお 米本光男 (1939年3月18日生)	1995年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長(現任) 1998年9月 当社社外取締役(現任) 2009年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 2012年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役 2018年6月 同社社外取締役(現任) (株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長) (オリエンタルチエン工業株式会社社外取締役)	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6 新任 社外	しら かみ あつし 白上 篤 (1960年12月19日生)	1983年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1998年 6月 同行ロンドン支店次長 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）欧州日系営業部次長 2003年 6月 みずほ証券株式会社財務商品開発部長 2005年 3月 日機装株式会社医療機器カンパニー営業推進部担当部長 2007年 8月 株式会社加ト吉（現テーブルマーク株式会社） 常務執行役員経営企画部長 2010年 1月 M T ラボ株式会社取締役副社長 2011年 1月 株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役 社長（現任） (株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役社長) (一般社団法人日本事業戦略総合研究所代表理事)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米本光男氏及び白上篤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者又は社外取締役候補者とした理由
- ・船越秀明氏は、当社の柱である映像機器事業の責任者としての豊富な実績及びその経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
 - ・伊藤武司氏は、当社における多様な事業経験と豊富な海外勤務経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
 - ・足立元美氏は、前職及び当社での企業経営に関する長年にわたる豊富な経験及び実績を有しており、その能力及び見識を経営に活かしていくためであります。
 - ・上島誠氏は、金融・財務に関する豊富な知見を有しており、その能力及び見識を経営に活かしていくためであります。
 - ・米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、独立役員として取締役に参画することにより経営の透明性を高めていただくためであります。
 - ・白上篤氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、多方面における事業経験及び多様なネットワークを当社の経営に反映していただくためであります。
4. 社外取締役としての在任期間
米本光男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって20年9か月であります。
5. 独立役員指定の状況
当社は、米本光男氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出しております。
6. 責任限定契約の締結状況
会社法第427条第1項の規定により、当社と非業務執行取締役（社外取締役）米本光男氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。また、新たに白上篤氏が選任されますと同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1 再任	木寺 文明 (1951年1月31日生)	1969年 9月 山水電気株式会社入社 1982年11月 同社品質保証部大阪サービスセンター所長 1988年 6月 フナイ販売株式会社サービス部部长 1997年 7月 船井サービス株式会社代表取締役社長 2003年 7月 当社入社 商品信頼性本部本部長理事 2006年 7月 当社執行役員 2012年 6月 当社退社 2017年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	一株
2 新任 社外	山田 拓幸 (1950年11月26日生)	1973年 4月 監査法人中央会計事務所入所 1982年 3月 公認会計士登録 1992年 8月 中央新光監査法人社員 1999年 5月 中央監査法人代表社員 2006年10月 税理士登録 山田公認会計士事務所・山田税理士事務所開設 代表（現任） 2007年 4月 株式会社タカショー社外取締役（現任） 2007年 6月 株式会社電響社社外監査役 2008年 4月 株式会社イムラ封筒社外監査役（現任） 2008年 6月 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役 2012年10月 学校法人関西大学理事（現任） (山田公認会計士事務所代表) (山田税理士事務所代表) (株式会社タカショー社外取締役) (株式会社イムラ封筒社外監査役)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3 新任 社外	たなか たかひろ 田中 崇公 (1973年1月17日生)	2000年 4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 中之島中央法律事務所入所 2007年 1月 同法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2010年 6月 神鋼鋼線工業株式会社社外監査役 2015年 6月 神鋼鋼線工業株式会社社外取締役 (現任) (中之島中央法律事務所パートナー弁護士) (神鋼鋼線工業株式会社社外取締役) (大阪工業大学知的財産専門職大学院客員教授)	一株

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者田中崇公氏は、中之島中央法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約等の取引があります。なお、2018年度における取引実績は年間約2百万円でした。その他の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山田拓幸氏及び田中崇公氏は、社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である取締役候補者又は社外取締役候補者とした理由
- ・木寺文明氏は、企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていくためであります。
 - ・山田拓幸氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験及び企業会計及び税務に関する専門的知見を有しており、その能力を当社の監査等に反映いただくためであります。同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - ・田中崇公氏は、弁護士としての豊富な経験及び企業法務に関する専門的知見を有しており、その能力を当社のコンプライアンス強化及び監査等に反映いただくためであります。同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 当社は、山田拓幸氏及び田中崇公氏が選任された場合には、独立役員として届け出する予定です。なお、上記に記載のとおり、当社は田中崇公氏の所属する法律事務所と取引がありますが、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
5. 責任限定契約の締結状況
- 会社法第427条第1項の規定により、当社と監査等委員である取締役 木寺文明氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。また、新たに山田拓幸氏及び田中崇公氏が選任されますと同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
よねもとみつお 米本光男 (1939年3月18日生) 社外	1995年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長(現任) 1998年9月 当社社外取締役(現任) 2009年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 2012年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役 2018年6月 同社社外取締役(現任) (株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長) (オリエンタルチエン工業株式会社社外取締役)	100株

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 米本光男氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

米本光男氏は、経営コンサルタントとしての豊富な経験及び企業経営に関する長年にわたる経験を有しており、その能力及び見識を当社の監査体制に活かしていくためであります。

4. 社外取締役としての在任期間

米本光男氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって20年9か月であります。

5. 責任限定契約について

米本光男氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第 6 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査等委員である取締役を退任される盛本正英氏及び船石政和氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

監査等委員である退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
もりもと まさひで 盛 本 正 英	2015年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）
ふな いし まさかず 船 石 政 和	2017年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） （現在に至る）

第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権の発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当しますので、会社法第361条の規定に基づき、取締役に対して割り当てる新株予約権の算定方法についても、あわせてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」をご承認いただいた場合、割当を受ける取締役は4名（社外取締役を除く。）となり、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合、ストックオプションの目的及び取締役の報酬水準等に鑑み、新株予約権の割当数は最大500個を上限とします（当社取締役以外の者に対して発行される新株予約権の上限は、下記2.(2)の数から当社取締役に対して割り当てた新株予約権の数を控除した数とします。）。新株予約権に関する当社取締役に対する報酬等の額は、割当日の諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した各新株予約権の公正価額に、当社取締役へ割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります（2015年6月25日開催の当社第63期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額「年額5億5千万円以内」とは別枠となります。）。また、当社取締役に対して新株予約権を発行する場合の各取締役への新株予約権の発行時期及び配分等につきましても、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の連結ベースでの業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保し、企業価値の増大を図ることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。
2. 本株主総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式180,000株を上限とする。
なお、当社が本総会終結後に効力を生じる株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式の併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端

数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が本総会終結後に効力を生じる吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権の数

1,800個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、前記(1)の規定により、新株予約権の目的となる株式の数の調整が行われた場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に前記(2)に定める新株予約権1個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行又は自己株式の移転を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割り当てに係る取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会で定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が権利行使期間中の各年において行使できる新株予約権の数は、取締役会の定める基準に基づくものとする。

また、新株予約権者が当該各年の行使期間内に行使できる新株予約権の全部又は一部を行使しない場合は、次年度以降、権利行使期間終了まで、当該各年の新株予約権の残余について行使を繰り延べることができる。

② 新株予約権者は権利行使期間中の各年において、当社の承認を受けなければ当該年の権利行使を行うことができない。

③ 新株予約権者は権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

④ 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会

で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（6）に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(10) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満

了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(6)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(7)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

前記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主要市場である米国におきましては、個人消費や企業の設備投資の増加、雇用・所得環境の改善を受けて、景気は堅調に推移しておりましたが、政府機関の閉鎖や株価下落などにより成長ペースは一時的に減速いたしました。先行きにつきましては米中貿易戦争をはじめとする通商問題の動向、米連邦準備理事会（F R B）の金融引き締め路線の転換など今後の政策に関する不確実性の高まりによるリスクに十分留意する必要があります。

欧州におきましては、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するものの、英国の欧州連合（E U）離脱交渉の混迷や海外景気の減速と政治をめぐるリスクが重石となり、E U経済の先行きは不透明な状況が続いております。

わが国におきましては、個人消費の持ち直しに加え、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しております。また、2020年7月に開催される東京オリンピックに向けて特需も期待できます。ただし、通商問題の動向及び影響、中国をはじめとするアジア諸国の経済の先行き等、海外経済の動向と政策に関する不確実要素により景気下振れリスクは高まっており、消費や投資にも弱さがみられる恐れがあります。

このような状況下、当社グループは「2018年度 経営方針」に掲げた赤字脱却に向けた取組みとして、グループビジョンである“F U N A I は世界中から選ばれる製品を創る”の実現を目指し、基本戦略として、①北米市場での「マーケット・シェアの拡大」、②日本市場での「F U N A I ブランド浸透」、③「新規ビジネスの展開」に取り組みました。

この結果、当期の売上高は1,055億49百万円（前期比18.9%減）となりました。これは当社の主力販売市場である北米マーケットにおきまして、特に第1四半期では流通在庫調整局面が続き、大手量販店を中心に過剰在庫の販売が先行されたため販売が伸び悩んだ結果、売上は減少いたしました。また、国内ではO E M先の黒物家電からの撤退などの影響も受けました。しかしながら、新規取引開拓の実績として米国の大手量販店やカナダでは増収となっており、マーケット・シェアの拡大に向けて布石を打つことができました。国内市場では独占販売契約を締結している株式会社ヤマダ電機におきましては計画通りの販売実績となりました。

利益面につきましては、液晶パネルなどの部材価格が下落していること、ビジネスモデルや不採算製品の販売を見直したことで、製造原価や販売費及び一般管理費の削減効果が一定規模出

ていることなどから、前期と比較して収益は大幅に改善し、営業利益は6億82百万円（前期は108億85百万円の営業損失）を計上することになりました。前述の内容に加え、為替差益の計上や受取利息の増加などにより、経常利益は13億92百万円（前期は119億09百万円の経常損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は北米販社の合併などに伴う法人税等調整額（益）を計上したことなどにより、26億13百万円（前期は247億09百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

機器別の売上高は次のとおりであります。

<映像機器>

映像機器では、北米マーケットの流通在庫調整局面の影響により液晶テレビの売上が減少したこと、特にDVDプレイヤーの需要減少と中国勢による低価格製品の台頭によりDVD・ブルーレイディスク関連製品などが減少したこと、国内ではOEM先の黒物家電撤退の影響を受けたことなどにより減収となりました。この結果、売上高は970億59百万円（前期比20.8%減）となりました。

<情報機器>

情報機器では、北米向け不採算製品のインクジェットプリンターの販売を絞ったこと、新製品である中国向け大容量型インクジェットプリンターやマルチプリンターの販売が翌期へずれ込んだことなどにより、計画比で約17億円の減収となりました。一方で、インクジェットプリンターのカートリッジ販売を継続したこと、ラベルプリンター、ネイルアートプリンターの販売を拡大したこと、業務用インクカートリッジの売上が増加したことなどにより、売上高は33億06百万円（前期比0.8%減）となりました。

<その他>

上記機器以外では、車載用バックライトの拡販ができたこと、LCDモジュールの販売が伸びたこと、歯科用CT、介護用ベッドモジュールなどの医療、ヘルスケア関連の売上が増加したことなどから、売上高は51億83百万円（前期比22.7%増）となりました。

(機器別連結売上高)

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	97,059百万円	92.0%
情 報 機 器	3,306	3.1
そ の 他	5,183	4.9
合 計	105,549	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は11億95百万円、販売会社等は2億29百万円となり、当社グループ合計では14億24百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

北米における収益力の改善と運営力の強化を目的として、2018年4月1日付にて当社連結子会社である FUNAI CORPORATION,INC.と P&F USA,INC.との合併を実施いたしました。

なお、本合併による存続会社 P & F USA,INC.は、同日付で商号を FUNAI CORPORATION,INC.に変更いたしました。

(5) 対処すべき課題

当民生用電気機器業界におきましては、当社グループの主要市場である北米において依然不透明な要因が多く、特に大型液晶テレビのコモディティ化が加速しており、より一層の競争激化が予想されます。また、インターネット動画配信サービスの普及による影響を受け、DVD・ブルーレイディスク関連製品の市場の縮小が想定よりも早く進んでおります。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

①売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復を最重要課題と位置づけております。

映像機器については、ビジネスモデルの見直しを終えたメキシコ市場での販売拡大、北米市場におきましては、クリスマス商戦への取組み強化に加えて更なるマーケット・シェア拡大を図ってまいります。日本市場におきましては、2017年から販売を開始したFUNA Iブランド製品が堅調に推移しております。2020年に開催される東京オリンピックを控えテレビ等のAV製品の買い替え需要も期待されることから、更なるブランド浸透を目指し、日本市場向け製品開発に経営資源を集中してまいります。

情報機器については、中国向け大容量型インクジェットプリンターやラベルプリンター、ネイルアートプリンターのOEM並びに自社ブランドの販売拡充を図ることで増収増益を計画しております。

新規事業につきましては、長年培ってきた技術の応用により特殊プリンターや車載機器等の新分野を開拓し展開してまいります。また、今後は参入を果たした市場で収益基盤の確保を目指すとともに、世界最大の一般消費財メーカーに対するマイクロフルイディクス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の共同開発と既存開発アイテムの販売開始に加えて、技術開発が終了した車載用ダイレクトバックライトや業務用サインージ事業、医療、ヘルスケア分野などへの新製品の投入を積極的に進めてまいります。

営業利益面につきましては、規模の利益を追求する一方で、売上総利益率の高い製品の販売促進に注力するとともに、生産や在庫管理の徹底にて販売先の実売に応じた購買戦略を展開することにより、製品及び部品など原材料の在庫による評価損失を抑制することに努めてまいります。更に世界中から選ばれる製品を創ることを目指し、製品の返品率の低減に重点的に取り組むとともに、返品処理に伴う損失発生の最小化を図ります。これらの施策を通じて、安定的に

利益を確保できる体制を構築してまいります。

②生産体制の強化

当社グループでは、タイ・フィリピン・メキシコにそれぞれ生産拠点を保有しております。最適な地域に生産を集中することで現地部材調達率を高め、製品がお客様に届くまで、一貫した生産効率の向上とコスト削減に取り組んでいます。

③人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

④継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

現状の当社グループの現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

また、当社グループは当連結会計年度を初年度とする中期経営方針を策定し、その基本方針に基づいて当連結会計年度におきましては営業キャッシュ・フローを35億07百万円計上したことに加えて、今後も以下の事業別方針に沿って対応策を段階的に実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えております。

(ア) ディ스플레이事業

- ・更なる新規量販店でのマーケット・シェア拡充と品質・コストなどトータルでの競争力強化
- ・北米クリスマス商戦への取組み強化と内外サービス業務プロセス改善による返品・廃棄の削減
- ・日本市場では高度BSチューナー内蔵テレビの販売、メキシコ市場にてビジネスモデル再構築によるシェア回復

(イ) デジタルメディア事業

- ・北米市場において他社が撤退したブルーレイディスクプレイヤーでニッチ戦略を展開しマーケット・シェア奪取
- ・日本市場におけるOEM先との連携強化とFUNAIブランド製品のラインナップ強化

(ウ) プリンティングソリューション事業

- ・ネイルアートプリンターのOEM並びに自社ブランドの販売拡充による収益率の向上
- ・ラベルプリンターと大容量型インクジェットプリンターの販売拡大
- ・マイクロフルイデックス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の市場投入による売上拡大

(エ) 新規事業

- ・車載用バックライト（既存のエッジタイプと新規のダイレクトタイプ）の販路拡充
- ・歯科用CTに加えて医療、ヘルスケア関連モジュール製品の販売拡大と収益基盤確保
- ・EV事業を通じたアライアンス戦略強化と業務用ディスプレイに関する新製品の量産・販売開始

従いまして、当連結会計年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第64期 (2015年度)	第65期 (2016年度)	第66期 (2017年度)	第67期 (2018年度)
売 上 高 (百万円)	170,041	133,838	130,130	105,549
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△13,653	△7,726	△11,909	1,392
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△33,839	△6,745	△24,709	2,613
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△991円81銭	△197円70銭	△724円21銭	76円59銭
総 資 産 (百万円)	154,186	108,655	80,265	83,293
純 資 産 (百万円)	84,439	76,656	50,717	54,057
1株当たり純資産額	2,442円28銭	2,242円38銭	1,485円96銭	1,583円46銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、第64期、第65期及び第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
FUNAI CORPORATION,INC.	123.5百万US \$	100.00%	当社製品の販売
FUNAI (THAILAND) CO.,LTD.	1,568百万BAHT	100.00%	当社製品の製造
Funai Electric Philippines Inc.	1,176百万PHP	100.00%	当社製品の製造

- (注) FUNAI CORPORATION,INC.は2018年4月1日付で P&F USA,INC.と合併し、本合併による存続会社 P&F USA,INC.は同日付で商号を FUNAI CORPORATION,INC.に変更いたしました。

(8) 主要な事業内容

区 分	主要製品名
映 像 機 器	液晶テレビ、有機ELテレビ、DVDプレイヤー、DVDレコーダー、ブルーレイディスクプレイヤー、ブルーレイディスクレコーダー
情 報 機 器	大容量型インクジェットプリンター、ラベルプリンター、ネイルアートプリンター、インクカートリッジ
そ の 他	車載用バックライト、歯科用CT、介護用ベッドモジュール、その他機器

(9) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地
当 社	本 社	大阪府大東市
	東 京 支 店	東京都千代田区
販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
	P & F MEXICANA, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
製 造 子 会 社	船 井 電 機 (香 港) 有 限 公 司	香 港
	FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タ イ
	Funai Electric Cebu, Inc.	フィリピン
	Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン
	Funai Manufacturing, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
	中 国 船 井 電 機 株 式 会 社	広島県福山市

(10) 使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,383名	25名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
 2. 前連結会計年度末に比べ使用人が減少した主な理由は、自然減によるものであります。

(11) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式総数 36,130,796株
 (自己株式 2,011,830株を含む。)
 (3) 株主数 8,616名
 (4) 大株主の状況 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
船井哲雄	13,438千株	39.39%
公益財団法人船井情報科学振興財団	1,740	5.10
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	998	2.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	985	2.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	934	2.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	854	2.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	837	2.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	477	1.40
有限会社エフツ一	470	1.38
有限会社T & N	470	1.38
株式会社船井興産	470	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

①新株予約権の数 2,721個

(注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職その他権利行使の条件に基づき権利を喪失した数を減じて表示しております。

②目的となる株式の種類及び数 普通株式 272,100株
(新株予約権1個につき100株)

③当社取締役の保有する新株予約権の状況

回次	区分	新株予約権の数	保有者数	1株当たり行使価額	行使期間
2014年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	40個	1名	1,296円	2016年9月1日から 2023年8月31日まで
2016年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	144個	3名	1,019円	2018年9月1日から 2023年8月31日まで
2017年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	180個	3名	947円	2019年9月1日から 2024年8月31日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	船越 秀明	
取締役 執行役員	伊藤 武司	資材本部本部長
取締役 執行役員	足立 元美	事業本部本部長
取締役 執行役員	上島 誠	管理本部本部長
社外取締役	米本 光男	株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長 オリエンタルチエン工業株式会社社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	木寺 文明	監査等委員会委員長
社外取締役 (監査等委員)	盛本 正英	
社外取締役 (監査等委員)	船石 政和	

- (注) 1. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、木寺文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 当社は、社外取締役 米本光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出しております。
3. 当社は、「指名委員会」及び「報酬委員会」（いずれも任意の委員会）を設置しております。各委員会の構成は以下のとおりであります。
- ・指名委員会：船越秀明（委員長）、伊藤武司、足立元美、上島 誠
 - ・報酬委員会：船越秀明（委員長）、伊藤武司、足立元美、上島 誠、米本光男

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
牧浦 弘幸	2018年6月27日	任期満了	取締役 執行役員 営業本部本部長

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、2019年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

執行役員 大浦 久治

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と非業務執行取締役 米本光男、木寺文明、盛本正英、船石政和の4氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	6名 (1)	70百万円 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	18 (9)
合 計 （うち社外取締役）	9 (3)	88 (14)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。
・取締役（監査等委員以外）5名 4,937千円（うち社外取締役1名 362千円）
・取締役（監査等委員）3名 1,425千円（うち社外取締役2名 725千円）
3. 上記支給額には、当事業年度にストック・オプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。
・取締役（監査等委員以外）3名 2,492千円

②当事業年度において支払った役員退職慰労金

2018年6月27日開催の第66期定時株主総会決議に基づき、支払った退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名 389百万円

（上記金額には、過年度の事業報告において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額に含めて開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。）

(5) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役 米本光男氏は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別の関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役 米本光男氏は、オリエンタルチエン工業株式会社の社外取締役であります。当社は、オリエンタルチエン工業株式会社との間には特別の関係はありません。
- ③当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
- 記載すべき事項はありません。
- ④当事業年度における主な活動状況
- 取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

	出席状況及び発言状況
取 締 役 米 本 光 男	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回（出席率100％）に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員） 盛 本 正 英	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回（出席率100％）、監査等委員会16回のうち16回（出席率100％）に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に経験豊かな経営者の見地及び金融証券の専門的な見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員） 船 石 政 和	当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回（出席率100％）、監査等委員会16回のうち16回（出席率100％）に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に経験豊かな経営者の見地から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	84百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたしません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」において、法令等遵守のために、取締役、執行役員及び社員がとるべき行動を明確にし、取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。また、「内部公益通報者保護規程」を整備し、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理担当役員を定め、当社が晒されているリスクを適切に把握・評価し、所轄業務に付随するリスク管理を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」を整備し、子会社の重要性の基準及び報告事項を定めて、これに基づき、毎月、経営成績、財務報告の提出を求めています。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の経営・運営を統制管理するため、「関係会社管理規程」を整備し、資金、技術、人事、取引等の関係を通じて子会社の財務、運営に影響を及ぼす事項については、協議事項を定めて、当社と協議する体制となっております。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の効率的な事業運営を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、会社規程を整備し、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重した経営ができる体制となっております。

(エ) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のために、子会社の取締役等及び社員がとるべき行動を明確にし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項

当社は、監査等委員会が適正にその職務を果せるよう、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助すべき社員を配属いたします。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない社員を選出し、他の取締役からの独立を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき社員に対して、指示の実効性を確保するため、直接、指揮命令し、報告を受けるものとします。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

(イ) 子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものとします。

⑩監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「内部公益通報者保護規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを除き、その支払い等を行います。

⑫その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は、速やかに是正します。

⑭反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とします。

取引先がこれらと関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消します。

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行います。また、役員、社員が基本方針を遵守するように、関連諸規程において明文化するとともに、教育体制を構築します。さらに、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備します。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

行動規範としての「船井グループ企業行動憲章」を定めるとともに、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に周知することで法令遵守のための基本方針を明確化し、役職員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保しております。また、内部通報制度を設け、法令違反の防止及び問題の早期発見に努めております。

当事業年度においては、役職員のコンプライアンス意識向上のための教育活動として、取締役及び部門責任者に対する研修を2回、従業員向け研修を1回実施いたしました。

②リスク管理

企業活動における損失及び不利益の最小化を目的として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の組織を整備するとともに、定期的なモニタリングにより継続的な管理を行っております。

③取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名（うち監査等委員である取締役3名）で構成され、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。当事業年度においては、取締役会を8回開催いたしました。その他、投融資審議会を1回、指名委員会を1回、報酬委員会を2回開催いたしました。

④監査等委員の職務の執行

監査等委員は、取締役会に出席するほか、毎月開催の月次報告会へ出席しております。また、当事業年度においては、監査等委員会を16回開催いたしました。

(3) 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限の範囲内において決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の月額報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。監査等委員である取締役の賞与は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、取締役の退職慰労金については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役へ贈呈のご承認をいただいたうえで、当社の定める一定の基準に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の委任を受けた報酬委員会が、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただいております。業績の向上及び財務体質の強化に努め、早期の配当再開を目指してまいります。

◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	69,958	流 動 負 債	28,121
現金及び預金	35,417	支払手形及び買掛金	15,618
受取手形及び売掛金	7,724	未払金	8,287
商品及び製品	13,517	リース債務	217
仕掛品	681	未払法人税等	126
原材料及び貯蔵品	11,059	製品保証引当金	1,056
その他	2,276	その他	2,815
貸倒引当金	△718	固 定 負 債	1,114
固 定 資 産	13,335	リース債務	102
有 形 固 定 資 産	8,159	繰延税金負債	617
建物及び構築物	4,393	役員退職慰労引当金	27
機械装置及び運搬具	72	退職給付に係る負債	33
工具、器具及び備品	506	その他	333
土地	2,955	負 債 合 計	29,236
リース資産	173	純 資 産 の 部	
その他	57	株 主 資 本	65,153
無 形 固 定 資 産	68	資 本 金	31,307
その他	68	資 本 剰 余 金	33,603
投 資 そ の 他 の 資 産	5,107	利 益 剰 余 金	24,583
投資有価証券	1,273	自 己 株 式	△24,341
繰延税金資産	1,201	その他の包括利益累計額	△11,127
退職給付に係る資産	1,881	その他有価証券評価差額金	1
その他	819	為 替 換 算 調 整 勘 定	△11,609
貸倒引当金	△68	退職給付に係る調整累計額	480
資 産 合 計	83,293	新 株 予 約 権	31
		純 資 産 合 計	54,057
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,293

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		105,549
売 上 原 価			91,849
売 上 総 利 益			13,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			13,018
営 業 利 益			682
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		402	
為 替 差 益		539	
そ の 他		201	1,142
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		10	
支 払 補 償 費		320	
損 害 賠 償 金		51	
そ の 他		51	433
経 常 利 益			1,392
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		48	
関 係 会 社 清 算 益		163	
そ の 他		4	215
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		48	
減 損 損 失		177	226
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,381
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△310	
法 人 税 等 調 整 額		△921	△1,231
当 期 純 利 益			2,613
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,613

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	31,307	33,603	21,970	△24,341	62,539
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,613		2,613
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,613	△0	2,613
当 期 末 残 高	31,307	33,603	24,583	△24,341	65,153

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	13	△12,305	451	△11,840	17	50,717
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益						2,613
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△12	696	29	713	13	726
連結会計年度中の変動額合計	△12	696	29	713	13	3,340
当 期 末 残 高	1	△11,609	480	△11,127	31	54,057

◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,702	流 動 負 債	16,589
現 金 及 び 預 金	23,498	買 掛 金	7,434
売 掛 金	15,053	リ ー ス 債 務 金	114
商 品 及 び 製 品	457	未 払 金	5,028
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,884	未 払 費 用	2,001
前 払 費 用	219	未 払 法 人 税 等	5
そ の 他	496	預 り 金	380
貸 倒 引 当 金	△4,907	製 品 保 証 引 当 金	822
		そ の 他	801
固 定 資 産	33,988	固 定 負 債	1,767
有 形 固 定 資 産	4,381	長 期 借 入 金	887
建 物	1,835	リ ー ス 債 務 金	86
構 築 物	22	繰 延 税 金 負 債	432
機 械 装 置	0	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	27
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	333
工 具 、 器 具 及 び 備 品	47		
土 地	2,302	負 債 合 計	18,357
リ ー ス 資 産	173		
無 形 固 定 資 産	55	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	32	株 主 資 本	52,301
リ ー ス 資 産	9	資 本 金	31,307
そ の 他	12	資 本 剰 余 金	33,272
投 資 そ の 他 の 資 産	29,551	資 本 準 備 金	20,023
投 資 有 価 証 券	279	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,248
関 係 会 社 株 式	22,230	利 益 剰 余 金	12,063
長 期 貸 付 金	18,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,063
長 期 前 払 費 用	32	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	113
前 払 年 金 費 用	1,247	別 途 積 立 金	10,971
そ の 他	161	繰 越 利 益 剰 余 金	978
貸 倒 引 当 金	△12,600	自 己 株 式	△24,341
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
		新 株 予 約 権	31
資 産 合 計	70,691	純 資 産 合 計	52,334
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,691

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		97,910
売 上 原 価		87,996
売 上 総 利 益		9,914
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,461
営 業 利 益		452
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	487	
為 替 差 益	651	
そ の 他	94	1,232
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	270	
損 害 賠 償 金	51	
そ の 他	93	443
経 常 利 益		1,241
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4	4
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	245	
減 損 損 失	37	282
税 引 前 当 期 純 利 益		962
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14	
法 人 税 等 調 整 額	△22	△8
当 期 純 利 益		970

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	31,307	32,833	438	33,272	209	120	23,400	△12,637	11,092	△24,341	51,331
事業年度中の変動額											
準備金から剰余金への振替		△12,810	12,810	-							-
利益準備金の取崩					△209			209	-		-
欠損填補							△12,428	12,428	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△7		7	-		-
当期純利益								970	970		970
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	△12,810	12,810	-	△209	△7	△12,428	13,615	970	△0	970
当期末残高	31,307	20,023	13,248	33,272	-	113	10,971	978	12,063	△24,341	52,301

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	13	13	17	51,362
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				-
利益準備金の取崩				-
欠損填補				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				970
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△12	△12	13	1
事業年度中の変動額合計	△12	△12	13	972
当期末残高	1	1	31	52,334

◎ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田	明広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中田	明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田	明広	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた、監査の方針及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月23日

船井電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木寺文明 ㊟

監査等委員 盛本正英 ㊟

監査等委員 船石政和 ㊟

(注) 監査等委員盛本正英及び船石政和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

会場のご案内図



大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
電話 072 (870) 4303



交通

JR学研都市線 住道駅前（南側ロータリー周辺）より
株主総会専用送迎バスをご利用ください。

9時15分発・9時30分発の2便運行します。

お願い

お車でのご来場はご遠慮願います。
会場受付は午前9時より開始いたします。午前9時以前はご入場いただけませんのでご注意ください。

船井電機株式会社

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。